

# 日本外交文書

大正十年 第二冊

外務省

九 湖南地方ニ於ケル南北兩軍間抗戦ノ際ノ日本側被害一件……………四五〇

一〇 湖北省宜昌ニ於ケル日本側被害一件……………四八九

一一 間島撤兵ニ関スル件……………五二一  
(出兵ニ至レル事情及経緯ヲ含ム)

一二 中国内政関係雑件……………五九七

附録 日本外交文書大正十年第二冊日附索引

事項一 对独平和条約実施後ノ山東問題ニ関スル件

- 一 一月九日 在中國小幡公使ヨリ  
 内田外務大臣宛(電報)
- 山東問題ニ関シ外交部特派直隸交涉員祝惺元  
 ヨリ開談ノ方法ニ付徳川書記官ニ相談アリタ  
 ルニ因リ請訓ノ件

第一一号(極秘)

客年往電第一二五五号ニ関シ

一月七日祝惺元特ニ徳川ヲ私宅ニ来訪シ前日来京顔総長ヲ  
 私邸ニ訪ヒ再ヒ山東問題ニ関シ熟談シタルガ顧維鈞ヨリハ  
 既ニ内々直接交渉ニ異存ナキ旨ノ電報来リ居リ和約研究会  
 方面モ大体ノ了解付キ居リ曹巡閱使側モ之ニ反对ナキコト  
 祝ニ於テ確信アリ巡閱使側ハ格別ノ反对ナカルヘク旁以テ  
 極メテ内密ニ本件ニ関スル協議ヲ試ムルノ時機將ニ到レル  
 モノト思ハルル処外交総長ト公使トノ間ニテハ如何ニ非公  
 式ニモセヨ何分角立テテ面白カラザルニ付其ノ方法ニ付先  
 以テ相談ニ来リタル次第ナルガ仮令公然トナクトモ日本側  
 ノミヨリ先其ノ讓歩程度ノ提示ヲ求ムルノ無理ナルコトハ

自分モ十分承知シ居ルニ付(客年往電第一二二八号曹(?)  
 ノ祝ニ対スル談話参照)斯ル方法ニ依ラズシテ何トカシテ  
 開談ノ端緒ヲ見出シタキモノト思ヒ其ノ事ヲモ顔総長ニ語  
 リタルニ同総長モ異存ナク全然単ニ友人間ノ事トシテ隔意  
 ナク徳川ニ内談シ見ルコト然ルヘシト云ハレタル次第ニ付  
 第一ニ此ノ点ヲ考慮スル必要アリト附言シタルニ付徳川ハ  
 事件ノ重要ナルニ顧ミ自分カ果シテ適當ノ話相手ナルヤ否  
 ヤハ姑ラク別トシ四冊ノ状況果シテ貴説ノ如ク早晚直接交  
 渉ニ依リ本件解決ノ氣運ニ向ヒツツアリトセハ先以テ兩國  
 ノ為頗ル慶賀ニ堪ヘサル次第ナルル処本件カ最初ヨリ直ニ公  
 然ノ交渉ニ移スニ便ナラザルコト非公式ニモセヨ最初ヨリ  
 外交総長ト公使トノ間ニ開談スルハ種々ノ困難ヲ伴フベキ  
 コト並支那側ニ於テ日本政府ノ讓歩ヲ先ツ聞カントスルノ  
 無理ナルコトハ孰レモ全然同感ニシテ從テ何トカシテ開談  
 ノ緒ヲ見出サントノ御苦心ハ至極御尤モノ次第ト存セラル  
 ルガ自分咄嗟ノ思附トシテハ全然兩國政府若クハ外交部及  
 公使館ニモ何等關係ナク即チ名実トモニ純然タル私談トシ

## 例 言

一、本書に収録された文書の基本は外務省記録であり、その他の文書は、戦災・火災により焼失した記録を補う程度に止めた。

二、これらの文書を編纂してできた本書の各分冊は、それぞれ連続した年代順の叢書を形成するよう差当り次の要領で区分される。

(一) 一般事項

(二) 対中国関係事項

(三) 主として欧洲大戦戦後処理、ワシントン会議関係の各事項

三、各分冊には原則として当該暦年限りの文書が収録され、これらの文書は各分冊において、それぞれの事項の表題の下に、文書の日付により暦日順に配列されている。

四、本書に収録された文書は原則として原書の完全な再現であり、編纂に当って原書の改変、削除、簡略化等を行なわれていない。

但し、使用漢字については、条約文、協定文等特別な名称、固有名詞等を除いては当用漢字の字体を用いることとした。

五、大正十年の本書は同年中に展開された中国関係事項についての文書を編纂したもので、前記要領により、一般事項は専ら第一冊に、また欧洲大戦戦後処理事項の文書は専ら第三冊に収録した。

なお、各分冊末尾の附録は当該分冊限りの日附索引を掲載したものである。

## 序

『日本外交文書』の編纂公刊が明治年間について完了をみた今日、さらに大正期のわが国外交についての主要な文書を総合的に整理編纂し、これを引き続き『日本外交文書』として系統的に公表する段階となった。

大正期のわが国外交関係はいよいよ多彩となり、その主要な事項には、米国の排日問題の重大化、対中国関係の発展、欧州大戦における参戦、ワシントン会議への参加、シベリア出兵と日ソの復交等がある。本書編纂の目的は、これらの諸事項を機軸として複雑多岐にわたって展開されたこの時代のわが国外交の経緯を明らかにするとともに、外交交渉上の先例とすることのできる案件について、根本的な資料を豊富に提供することにおかれている。

この目的にそい、外務省が保有する大量の大正年間記録のうちから、外交に関する主要な文書、すなわち条約・協定をはじめ外国側との往復文書等を選定して、これを本書に網羅した。

本書がわが国外交の歴史的発展について客観的かつ公正な知識を形成するための資料となれば幸いである。

昭和四十六年四月

外務省外交史料館長

目次

|   |                           |     |
|---|---------------------------|-----|
| 一 | 対独平和条約実施後ノ山東問題ニ関スル件       | 一   |
| 二 | 米國提議ノ対中国新借款団ニ関スル件         | 一三三 |
| 三 | 日本公使館ニ於テ安福派領袖庇護一件         | 二二六 |
| 四 | 三井物産株式会社ノ中国無線電信局建設契約ニ関スル件 | 二二六 |
| 五 | 日中軍事協定廃棄ニ関スル件             | 二七四 |
| 六 | 中国ヘノ兵器供給ニ関スル件             | 二八七 |
| 七 | 南潯鉄道ニ関スル件                 | 三四二 |
| 八 | 四洮鉄道鄭白支線ニ関スル件             | 四〇八 |